

第 149 回 高知県都市計画審議会 会議録

- 1 開催日時 令和 4 年 2 月 14 日（月） 10 時 00 分～10 時 40 分
- 2 開催場所 高知共済会館 COMMUNITY SQUARE 3 F 大ホール「桜」
- 3 出席委員 **【議案 1 の審議】**
井奥和男、磯部雅彦、稲田知江子、大倉美知子、坂本淳、武市憲雄、
西山彰一、樋口毅彦、政岡慶子、横山桂子、田所裕介、田中徹、和
田勝美、多田直人（代理）、近藤雅広（代理）、山本俊郎（代理）
(計 16 名)
【議案 2 及び 3 の審議】
上記 16 名に加え、康峪梅、新出龍峰（代理） (計 18 名)
- 4 欠席委員 小坂雄一郎、岡崎誠也、（計 2 名）
- 5 出席幹事 政策企画課、地域福祉政策課、商工政策課、農業政策課、
土木政策課（計 5 名）
- 6 事務局等 （高知県）土木部都市計画課
- 7 関係機関 高知市、南国市、香美市、いの町
- 8 審議事項 **【議案 1（諮問事項 1）】**
WEB 会議システムを利用した審議会への出席について
【議案 2（付議事項）】
高知広域都市計画市街化区域と市街化調整区域との区分の変更につ
いて
【議案 3（諮問事項 2）】
高知県都市計画審議会運営要綱の改定について

■事務局

ただ今から、「第 149 回高知県都市計画審議会」を開催いたします。私は、本日の審議会の進行を務めさせていただきます、高知県都市計画課 課長補佐の井西でございます。どうぞよろしくお願いいたします。

本日は、当審議会委員 20 名のうち代理委員を含め、16 名の方のご出席をいただいております。当審議会条例第 5 条による会議の成立要件であります 2 分の 1 以上の委員のご出席をいただいておりますので、本日の審議会が成立していることを、ご報告いたします。

当審議会の会議は高知県都市計画審議会運営要綱第 9 条の規定により、公開することとしていますが、今回、第 149 回高知県都市計画審議会は新型コロナウイルス感染防止の観点から、一般席及び報道関係者席は設けていません。

なお、本日の議案書及び議事録については、後日、高知県都市計画課のホームページ

に掲載する予定としています。

それでは、審議に先立ちまして、お手元の資料の確認をお願いいたします。配布資料は、お配りしている資料の表示に記載してございます

「資料－1 次第」、「資料－2 出席者名簿」、「資料－3 配席図」、「資料－4 高知県都市計画審議会条例及び同運営要綱」、「資料－5 議案書－1、2、3」、「資料－6 意見書」、「資料－7 議案2説明資料」となっております。以上、よろしいでしょうか。お手元の資料に不足するものがございましたら、事務局までお知らせください。

続きまして、委員の皆様方のご紹介でございますが、出席者名簿と配席図により、ご紹介に代えさせていただきます。

それでは、これからの議事進行につきましては、当審議会運営要綱第5条に、会長が議長となって会議を主宰することになっておりますので、磯部会長をお願いしたいと思います。どうぞよろしくお願いいたします。

■磯部会長

みなさんおはようございます。会長の磯部でございます。よろしくお願いいたします。委員の皆様におかれましてはご多用中ご出席いただきましてありがとうございます。それでは議事に入ります前に当審議会運営要綱第10条第3項に、会長が会議録の署名委員を2名指名することになっておりますので、指名させていただきます。今回につきましては、井奥委員と、それから武市委員をお願いしたいと思います。どうぞよろしくお願いいたします。

それでは、議事に移ります。今回は、お手元の次第にありますように、付議事項が1件、諮問事項が2件ということになります。まずは、「議案1 WEB会議システムを利用した審議会への出席」についてお諮りしたいと思います。事務局は議案の説明をお願いいたします。

■事務局

土木部都市計画課で計画担当チーフをしております、清水と申します。よろしくお願いいたします。それでは、第1号議案 WEB会議システムを利用した審議会への出席について、ご説明させていただきます。

お手元の資料5の議案書1をご覧ください。本日の審議会への出席にあたり、新型コロナウイルス感染防止の観点から、康委員及び新出代理委員よりWEB会議システムを利用しての出席希望がございました。

お手元の資料4の高知県都市計画審議会条例及び高知県都市計画審議会運営要綱を併せてご覧ください。当審議会の組織及び運営は、本条例及び要綱において定めるところですが、対面形式による会議への出席を想定しており、WEB会議システムを利用した出席についての規定は設けられていません。

したがって、先程、進行役の井西から報告のありました出席委員は、現在16名

となっております。このことから、高知県都市計画審議会条例第9条の規定により、康委員及び新出代理委員のWEB会議システムを利用した出席についてお諮りし、ご承認いただければ、本日の議案2及び議案3の審議について、WEB会議システムを利用した出席としたいと考えております。以上で、第1号議案WEB会議システムを利用した審議会への出席についての説明を終わります。よろしくお願いいたします。

■磯部会長

それでは、ただいまの議案1につきましてですが、新型コロナウイルスのようなものを想定しなかったというようなこともあり、議案1を承認頂きまして、改めて、お二人の委員、康委員と新出代理委員につきまして、ご出席をお願いするという件でございます。議案1についてなにかご意見、ご質問ありますでしょうか。よろしいでしょうか。それでは、ただいまの議案1をご承認いただいて、康委員、新出代理委員につきましては、WEB会議システムを利用して出席をお願いするというごことでご異議ございませんでしょうか。

■委員一同

異議なしの声

■磯部会長

はい、ありがとうございます。それでは、本議案1については、承認することにいたします。これにより、康委員及び新出代理委員につきましては、WEB会議システムを利用して出席をお願いいたします。

■康委員及び新出代理委員のWEB会議システムを利用した出席

■磯部会長

はい、それでは、お二人にご参加頂きましたので、出席者は18名となりました。康委員、新出代理委員、私の声が聞こえますでしょうか。

■新出代理委員

よろしくお願いいたします。

■磯部会長

康委員、聞こえますでしょうか。

■康委員

聞こえております。

■磯部会長

それでは、事務局から改めて出席者名簿を配布してください。

なかなかコロナでいままで経験しなかったことが多いですけどよろしくお願ひします。はい、それでは、議事に戻ります。「議案2 高知広域都市計画市街化区域と市街化調整区域との区分の変更」について、お諮りいたします。事務局は議案の説明をお願いいたします。

■事務局

それでは、第2号議案 高知広域都市計画市街化区域と市街化調整区域との区分の変更について、ご説明させていただきます。

お手元の資料5の議案書2をご覧ください。第2号議案を朗読させていただきます。

3高都計第544号。令和4年2月1日。高知県都市計画審議会会長様。高知県知事。高知広域都市計画市街化区域と市街化調整区域との区分の変更について。このことについて、都市計画法第21条第2項において準用する同法第18条第1項の規定により、別紙のとおり審議会に付議します。

それでは、次に議案の詳しい説明をさせていただきます。皆さまのお手元には、前方のスクリーンと同じものを資料-7 説明資料としてお配りしていますので、あわせてご覧ください。

それでは、高知広域都市計画市街化区域と市街化調整区域の区分の変更につきまして、ご説明いたします。本日のご説明は、①区域区分についてから⑤都市計画変更の手続きについての順で説明させていただきます。

それでは、まず区域区分について、ご説明をいたします。区域区分とは、都市計画区域内の無秩序な市街化を防止し、計画的に市街化を図る「市街化区域」と、市街化を抑制すべき「市街化調整区域」に区分することを言います。この区域区分のことを、一般的に「線引き」と呼ばれています。「市街化区域」は、すでに市街地を形成している区域、およびおおむね10年以内に優先的かつ計画的に市街化を図るべき区域です。一方、「市街化調整区域」は、環境など保全するため、市街化を抑制する区域で、住宅や商業施設などを建築することが、原則出来ない区域です。今回の変更は、市街化区域から市街化調整区域へ、また逆に、市街化調整区域から市街化区域への見直しを行うものです。

高知広域都市計画区域は、高知市、南国市、香美市、いの町の3市1町で構成しており、県内16の都市計画区域のうち、唯一、区域区分を設定しています。高知広域都市計画区域では、昭和45年に区域区分の当初決定を行って以降、これまで定期的に5回の見直しを行ってきております。

こちらは、当初決定から第5回の定期見直しまでの市街化区域を色分けして表示しています。当初決定時に指定した市街化区域が水色で、第1回の見直しで市街化区域に編入した区域が緑、第2回の見直しが黄色、第3回の見直しがオレンジ、第4回の見直し

がピンク、第5回の見直しが少し見えづらいですが赤の区域となっています。これまでの見直しでは、主に人口増に伴う市街化区域の拡大を行いました。

次に、区域区分に対する県の考え方をご説明いたします。都市計画法第6条の2において、「都市計画区域については、都市計画区域マスタープランを定めるものとする」とされています。このことから、高知広域都市計画区域においても平成30年3月に都市計画区域マスタープランを策定しました。都市計画区域マスタープランとは、「県が概ね20年後の都市の姿を展望した上で、広域的な見地から区域区分をはじめ、根幹となる都市計画の基本方針を定めたもの」とされており、「区域区分の決定の有無およびその方針」を定めることとしています。さらに、必要に応じて、都市計画の目標、土地利用や道路・公園等の都市計画の決定方針を定めることができます。平成30年3月に策定しました高知広域都市計画区域マスタープランにおいては、区域区分の有無については「継続して区域区分を行う」こととしています。また、区域区分の方針としては「市街地の拡大・縮小は行わず、現状の規模を維持する」こととしています。

区域区分の方針について詳しくご説明いたします。持続可能で暮らしやすいまちを実現していくために、将来の人口規模の見通しを踏まえたうえで、地域の活力が維持された市街地の形成を図る必要があります。下のグラフは、市街化区域人口と世帯数の、推移と今後の見通しを示しています。青色で示しています人口は、今後、減少することが想定されていますが、赤色で示しています世帯数は、横ばいの見通しとなっています。

このことから、利便性が高く、良好な居住環境の形成を図り、住民の生活スタイルの多様化などを踏まえた住宅地の規模を確保するため、既存の住宅地や低・未利用地の活用を進めることとしています。また、地域の活力を維持し、暮らしやすい環境を確保するため、広域拠点、地域拠点では低・未利用地の活用や土地の高度利用を進め、業務及び商業等の都市機能の誘導を図ります。あわせて、産業拠点においては、「高知県産業振興計画」の取組に基づく工業地の需要見通しを踏まえ、既存の工業系用途の低・未利用地を活用することとしています。これらを実現するために、現在の市街化区域の規模が必要であることから、市街地の拡大や縮小は行わず、現在の規模を維持することとしています。

つづきまして、区域区分の見直しの考え方について、ご説明をいたします。今回の区域区分の見直しを行うにあたり、「区域区分の見直しの基本方針」を定めています。今回の見直しについては、先程もご説明いたしました、平成30年3月に策定しました「高知広域都市計画区域マスタープラン」に基づき行うもので、併せて、国土交通省が策定しています「都市計画運用指針」等も踏まえた上で、見直し方針を決定しています。

「区域区分の見直しの基本方針」の内容としては、市街化区域の規模は、将来の人口及び産業の動向等を踏まえ、現行の規模を維持します。産業については、既存の工業団地等の低・未利用地を活用し、必要な場合は、新たに工業系市街地の形成を図ります。市街化区域に接する市街化調整区域のうち、既に市街化している土地については、土地利用の動向や道路・下水道等の基盤施設の整備状況等を踏まえ、小規模なものでも市街

化区域への編入を行います。市町マスタープランや立地適正化計画等を踏まえ、今後、人口密度の低下が見込まれる地域等については、市街化調整区域への編入を行います。現在、市街化区域ではあるものの、市街化調整区域に接する縁辺部などについては、将来にわたり保全することが適当な農地等である場合、市街化調整区域への編入を行います。溢水、湛水、津波、高潮、がけ崩れ等による災害の発生のおそれのある土地の区域については、災害リスクや施設整備状況等を踏まえ、原則、市街化区域に含めないよう検討します。通常、区域区分の境界は、土地の境などの地形・地物を境界として定めています。しかし、土地の形状変更等の理由により、境界が変更されている箇所については、現状の地形・地物等に境界線を変更します。

「区域区分の見直し対象とする区域」としましては、大きく3点ございます。まず1点目は、市街化調整区域から市街化区域に編入するもので、「既成市街地に連続していること」、「現に相当程度宅地化している区域であること」、「概ね10年で市街地になることが見込まれること」の3つの要件全てに該当する区域とします。他に、市街化区域に隣接し、計画的な開発の見通しがある区域を対象とします。2点目は、逆に、市街化区域から市街化調整区域に編入するものとして、今後も営農が継続されることが確実な農地など、将来にわたり保全することが適当な土地で開発等が行われない区域を対象とします。3点目として、区域区分の決定以降、土地の形状変更等の理由により、境界が変更されている箇所で、現状の地形、地物等に境界線を変更する必要がある区域を対象とします。

先程の見直し対象の区域としましては、前回、区域区分の見直しを実施しました平成24年以降に、住民の皆様や市町からいただきました要望箇所というのが31件を、今回の見直し候補箇所としました。この内訳としましては、市街化区域への編入要望が17件、市街化調整区域への編入要望が14件ございました。また、県において、市街化区域からおおむね500mの市街化調整区域の範囲を対象に人口密度や宅地化率などから、現に相当程度宅地化している箇所を機械的に、見直し候補箇所として抽出しました。その結果、市街化区域への編入候補箇所が14箇所となりました。以上、市街化区域への編入候補箇所が31箇所、市街化調整区域への候補箇所が14箇所の、計45箇所を、今回の見直し候補箇所とします。

この見直し候補箇所をこちらの見直しの評価フロー図で検討させていただきました。先程の見直し候補箇所45箇所について、①～④の項目についてそれぞれ検討させていただきました。①及び②が市街化調整区域から市街化区域に編入する場合で、③が市街化区域から市街化調整区域へ編入する場合、④は両方の変更に該当する箇所となります。この各箇所において、災害発生のおそれや地権者様の合意形成等を勘案し、今回、変更案として取りまとめています。

具体的な区域区分の変更内容について、ご説明をいたします。先程の、区域区分の見直しにおける評価のフロー図において評価を行った結果、区域区分を変更する箇所として、14箇所を抽出いたしました。その内訳としましては、市街化調整区域から市街化

区域への編入箇所が2箇所、高知市で1箇所、いの町で1箇所でございます。市街化区域から市街化調整区域への編入箇所が12箇所、高知市で1箇所、いの町で11箇所となっております。高知広域都市計画区域における市街化区域の総面積としては、変更前が6,190ha、変更後で6,188haとなっております、都市計画区域マスタープランで定めております、区域区分の方針の「市街地の拡大・縮小は行わず、現状の規模を維持する」という方針と、おおむね合致しているものと考えています。

それでは、変更箇所について、個別にご説明いたします。まず、1-1 高知市神田 0.02haです。こちらは、県道高知春野線の道路整備がされている箇所であり、市街化調整区域から市街化区域へ編入する箇所です。旧道の道路境を区域区分の境界としていましたが、新たな道路整備により、その境界が変更となったため、新たな道路の境界に変更するものです。こちらが現況写真です。赤の枠で囲っている部分を市街化調整区域から市街化区域に変更するものです。

こちら1-2 高知市介良甲 0.11haです。こちらは、現在農地として利用されている箇所であり、市街化区域から市街化調整区域へ変更する箇所です。所有者の方の営農意思も明確であるとともに、市街化区域の縁辺部であり、生産緑地等の指定も行われていないことから、市街化調整区域に変更するものです。こちらが現況写真です。青枠で囲んでいる部分、農地・道路部分を市街化区域から市街化調整区域に変更するものです。

つづきまして、こちらの図面ですが、赤丸の点線で囲んでいる箇所のうち、赤色で着色された部分、2-1 いの町沖田 1.83haです。こちら、公共事業の土地収用の代替地として既に住宅が立地している箇所であり、市街化調整区域から市街化区域へ変更する箇所です。道路や下水道の基盤施設も整備されており、今後も優先的かつ計画的に市街化を図る区域としていることから、市街化区域への変更を行うものです。なお、当該箇所については、現在いの町において策定作業を進めています「立地適正化計画」において、居住を誘導すべき「居住誘導区域」として位置付けられる見込みであると伺っています。次に、赤丸赤線で囲んでいる箇所のうち、青色で着色された、2-11 いの町沖田 0.10haです。こちらは、町道の拡幅整備が行われている箇所であり、市街化区域から市街化調整区域へ変更する箇所です。拡幅前の道路境を区域区分の境界としていましたが、道路拡幅により、その境界が変更となったため、拡幅後の道路境に変更するものです。左側の写真の赤で囲んだ区域が、市街化調整区域から市街化区域に変更するもの。右側の写真の青で囲んだ区域が、市街化区域から市街化調整区域に変更するものです。

次に、こちらの赤丸赤線で囲んでいる箇所になります。2-3 いの町天神通 1.29ha。こちらは、地域高規格道路、高知西バイパスが整備されている箇所及び宇治川の区域であり、市街化区域から市街化調整区域へ変更する箇所です。道路整備前の地形地物にあわせての境界を設定していましたが、道路整備により、その境界が変更となったため、整備後の道路境に変更するものです。また、これにあわせて、河川の区域に

についても同様に市街化調整区域へ変更します。併せて、2-4 いの町天神通 0.04ha。2-5 いの町天神通 0.33ha。こちらも先ほど同様に、地域高規格道路、高知西バイパスが整備されている箇所であり、整備後の道路境に合わせるため、市街化区域から市街化調整区域へ変更する箇所です。こちらの青線で囲んでいる区域を市街化区域から市街化調整区域に変更するものです。

続きまして、2-2 いの町波川 0.70haです。こちらは、現状山林の箇所を、市街化区域から市街化調整区域へ変更する箇所です。現状が山林であるとともに、市街化区域の縁辺部であり、宅地化の見込みもないことから、市街化調整区域に変更するものです。こちらの青の点線で囲っている区域を、市街化区域から市街化調整区域に変更するものです。

つづきまして、2-6 いの町是友 0.07ha。こちらは、宇治川の河川整備により、河川境界が変更となったため、市街化区域から市街化調整区域へ変更する箇所です。2-7 いの町是友 0.01ha、2-8 いの町是友 1.02ha、こちらも先ほどご説明いたしました箇所と同様に、地域高規格道路、高知西バイパスが整備されている箇所であり、整備後の道路境に合わせるため、市街化区域から市街化調整区域へ変更する箇所です。こちらの青色で囲んでいる区域を市街化区域から市街化調整区域に変更するものです。

2-9 いの町枝川 0.62ha、こちらも同様に、地域高規格道路、高知西バイパスが整備されている箇所です。市街化区域から市街化調整区域へ変更するものです。写真の青のラインで市街化区域から市街化調整区域に変更するものです。

つづきまして、2-10 いの町西地 0.01ha。こちらは、現在、農地として利用されている箇所であり、市街化区域から市街化調整区域へ変更する箇所です。所有者の方の営農意思も明確であるとともに、市街化区域の縁辺部であり、生産緑地等の指定も行われていないことから、市街化調整区域に変更するものです。2-12 いの町内野南町 0.03ha。こちらは、市街化区域から市街化調整区域へ変更する箇所です。前面が河川、両側住宅が立地し、接道することができず宅地化の見込みがないことから、市街化調整区域に変更するものです。こちらの写真、青の点線で囲んでおります区域を市街化区域から市街化調整区域に変更いたします。

つづきまして、意見書の内容と見解について、ご説明をいたします。こちらは、都市計画決定までの手続きの流れになります。都市計画決定にあたっては、住民の皆さまのご意見を反映させるために、案の作成段階で公聴会の開催、案の作成後に意見書を提出いただく機会を設けております。今回、住民説明会の後に公聴会を高知市及びいの町の計2会場で予定をしていました。高知市については、公述の申出がありませんでしたので、公聴会を中止しました。いの町については、公述の申出が1件ございましたが、公聴会当日、公述人が出席されませんでしたので、高知県都市計画公聴会規則第7条の規定に基づき、公述の機会を放棄したものとみなし、公聴会を中止しております。また、都市計画案の作成後、案の縦覧期間中に、公述の申出があった「いの町在住の方」から

意見書の提出が1件ございました。この意見書の内容及び見解について、説明をさせていただきます。

意見書については、お手元の「資料6」として写しを添付させていただいておりますので、併せてご覧ください。意見書提出者のご意見としましては、大きく8点ございます。

まず1点目です。意見①の概要は、高知広域都市計画区域マスタープランでは急傾斜地崩壊危険区域は市街化を抑制する区域とあるため、区域区分では市街化調整区域となるべきである。都市計画法に基づく開発行為についても、開発行為を行うのに適当でない区域として急傾斜地崩壊危険区域とある。よって開発行為ができなければ必然的に市街化は抑制される。地元住民も市街化調整区域へ変更になることに反対しているならまだしも望んでいるなら、なぜ変更できないのか。という内容です。これに対する見解としまして、現在、高知広域都市計画区域内で、土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律に基づく土砂災害特別警戒区域等の指定を順次行っています。これら、市街化区域内の災害のおそれのある区域のあり方について、高知広域都市計画区域マスタープランに基づき、今後、高知広域都市計画区域全体で検討して参りたいと考えています。

次に2点目の意見です。意見②の概要は、区域MPでは「急傾斜地崩壊危険区域は市街化を抑制する区域」としている一方で、今回の見直しにおける基本方針では「それぞれの区域の災害リスク、警戒避難体制の整備状況、災害を防止し、又は軽減するための施設の整備状況や整備見込み等を踏まえつつ、市街化調整区域に編入することを検討する」としており、基本方針の内容は区域MPの内容と異なる。という内容です。これに対する見解は、今回の見直しの基本方針については、都市計画運用指針及び区域MPに即して定めています。

次に3点目の意見です。意見③の概要は、急傾斜地崩壊危険区域は災害が発生する恐れのある区域のため、施設整備等を実施したからといってこの危険区域が解除される訳ではない。そのため、急傾斜地崩壊危険区域は市街化調整区域に編入を行うべきである。という内容です。これに対する見解は、意見①と同様になりますが、現在、高知広域都市計画区域内で、土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律に基づく土砂災害特別警戒区域等の指定を順次行っています。これら、市街化区域内の災害のおそれのある区域のあり方について、区域MPに基づき、今後、高知広域都市計画区域全体で検討して参りたいと考えています。

次に4点目の意見です。意見④の概要は、基本方針では、「市街化区域への編入は小規模なものでも市街化しているものは市街化区域へ編入を行うものとする」としているため、現に市街化区域でありながら市街化されていない土地の区域は即刻市街化調整区域にすべきである。という内容です。これに対する見解は、基本方針に基づき、市街化区域から市街化調整区域への編入を行っています。

次に5点目の意見です。意見⑤の概要は、区域区分のための土地の境界は、原則、鉄

道、その他の施設、河川、海岸、崖その他の地形、地物等の土地の範囲を明示するのに適当なものに定めることとし、これにより難い場合は、町界、字界等によることとなっているが、見直し案対象区域のいの町波川地区の変更案の境界はこれに則っていないのではないかと。という内容です。これに対する見解は、基本方針に基づき、土地の境界で定めています。

次に6点目の意見です。意見⑥の概要は、市街化を図る区域である市街化区域と、開発を抑制する急傾斜地崩壊危険区域の指定を同一人物が同時期に行うことは大きな矛盾であり、どちらかを選択する必要がある。という内容です。これに対する見解は、市街化区域については都市計画法に基づき、急傾斜地崩壊危険区域については急傾斜地の崩壊による災害の防止に関する法律に基づき、定めています。

次に7点目の意見です。意見⑦の概要は、定期見直しについて、基礎調査に基づいて必要が生じたときは、遅延なく都市計画を変更しなければならないとなっているがこれまでの定期見直しは決して定期的見直しとは言えない。という内容です。これに対する見解は、区域区分の定期見直しについては、おおむね5年ごとに行う都市計画基礎調査の結果により、区域区分の見直しの必要が生じた際に実施しています。

最後に8点目の意見です。意見⑧の概要は、市街化調整区域が市街化するのには知事が厳正な運用を怠った結果であり、なし崩し的に市街化調整区域を市街化区域に変更することは区域区分の趣旨に反し、既成事実を認めることであり、基本方針の「市街化区域への編入は小規模なものでも市街化しているものは市街化区域へ編入を行うものとする」は誤っている。という内容です。これに対する見解は、基本方針については、都市計画運用指針及び区域MPに即して定めています。以上が、意見書の内容とそれに対する見解であり、今回の都市計画の変更案は適切であると考え、案の修正はしていません。

最後に、都市計画決定の手続きについて、ご説明をいたします。先ほどのご説明と重複する箇所はありますが、こちらが都市計画決定までの流れとなります。まず、都市計画決定を行うための原案を作成し、その原案の縦覧を10月15日から29日までの2週間行いました。そして、この原案の縦覧期間中である、10月18日及び19日の2日間、高知市及びいの町の計2会場において、住民説明会を開催いたしました。その後、公聴会を高知市及びいの町の計2会場で予定をしていましたが、高知市については、公述の申出がありませんでしたので、公聴会を中止しました。いの町については、公述の申出が1件ございましたが、公聴会当日、公述人が出席されませんでしたので、公述の機会を放棄したものとみなし、公聴会を中止しました。その後、都市計画案を作成し、関係市町である高知広域都市計画区域を構成する高知市、南国市、香美市及びいの町の3市1町のに意見照会を行い、いずれも異存ない旨の回答をいただいています。また、国土交通大臣への事前協議を行いまして、1月6日に異存ない旨の回答をいただいております。その後、都市計画案の公告・縦覧を1月7日から21日まで行いました。縦覧期間中に、住民の方から意見書が1件、提出されましたので、そのご意見も併せて、本日、高知県都市計画審議会でご審議をお願いします。本日、本審議会「原案どおり」

との答申いただきましたら、今後は、国土交通大臣の同意を得て、都市計画の告示を行い、都市計画が決定する、という流れになります。現在の予定でいきますと、年度内には都市計画変更の告示を行いたいと考えております。

以上で、第2号議案 高知広域都市計画市街化区域と市街化調整区域の区分の変更についてのご説明を終わります。ご審議のほど、よろしく申し上げます。

■磯部会長

はい、どうもありがとうございました。ただいまの議案2について、ご意見、ご質問ございませんでしょうか。はい、どうぞ。

■政岡委員

ご説明ありがとうございました。私が聞き逃したところもあると思うので、質問をさせていただきたいと思います。前の15ページの、市街化調整区域から市街化区域に編入をしようとしている、この三角地ですよ、ここは多分、もうこれからも市街化されることはないような、ここに建物が建つことはないような、気がするんですけど、それでも、市街化調整区域から市街化区域に編入するという、その確認というか、なぜそうなったのかなって思うところが1つです。あともう1つ、17ページ、こちらは市街化区域から市街化調整区域に編入される地域だと思いますけども、多分これ、田んぼの境界がこのブルーのところになっているんだと思いますけども、この土地の持ち主が今後も、営農を続けていくという主旨で構いませんというのなら構わないんですけど、結構、調整区域になってしまうと、色々な規制がかかってくると思うので、もしこの方がここをお売りになって、これを住宅地にするときにはこれは障害になってしまうのではないかなと思いますので、持ち主の意見とかそのあたりは聴かせていただけたらなと思います。

■磯部会長

お願いします。

■事務局

はい。まず1点目の、高知市神田地区の市街化調整区域から市街化区域にする部分でございませう。この部分なんですけど少し分かりにくいですが、道路部分と民地部分が一部ございませう。もともとこちらの旧道を境界としていたものをこちらの新道の境界へ変更するというので、市街化区域に編入することにしてございませう。もう一点が、17ページの、市街化区域から市街化調整区域というところですが、手前の12ページをご覧ください。市街化区域から市街化調整区域編への編入というのは委員がおっしゃられるとおり市街化調整区域に変更することで、規制が出てきますので、市街化区域から市街化調整区域への編呼応については③にあります地権者等の合意形成を確認したうえで今

回、見直し候補としてあげさせていただいております。よって、この部分につきましては、地権者の同意も得られているということで、今回、変更を考えております。

■磯部会長

よろしいでしょうか。他に、ご意見、ご質問いかがでしょうか。ございませんでしょうか。それでは、ないようでしたら、ただいまの議案2につきまして、原案のとおり答申するというご異議ございませんでしょうか。

■委員一同

異議なしの声

■磯部会長

はい。異議なしという声がありましたので原案通りこれを決定したいと思います。ありがとうございます。

それでは、続きまして、議案3 高知県都市計画審議会運営要綱の改定についてお諮りいたします。事務局は議案の説明をお願いいたします。

■事務局

それでは、第3号議案 高知県都市計画審議会運営要綱の改定について、ご説明させていただきます。

お手元の資料5の議案書3をご覧ください。こちらが高知県都市計画審議会運営要綱の改定案になり、赤書きで記載していますが、今回、追記を予定しているものです。当審議会の組織及び運営は、高知県都市計画審議会条例及び高知県都市計画審議会運営要綱において定めています。本条例及び運営要綱においては、対面形式による会議の開催を想定しており、書面開催やWEB会議システムを利用した開催規定は設けられていません。このことから、今後、新型コロナウイルス感染拡大等により委員の招集が適当でない場合や、南海トラフ地震発生後の緊急を要する場合等やむを得ない場合に限り、書面開催やWEB会議システムを利用した開催が可能となるよう、内容の改定を行うものです。なお、要綱改定後においても対面形式での開催を原則とし、真にやむを得ない場合において、書面開催やWEB会議システムを利用した開催を考えています。このことから、高知県都市計画審議会条例第9条の規定により、高知県都市計画審議会運営要綱の改定についてお諮りします。以上で、第3号議案 高知県都市計画審議会運営要綱の改定について説明を終わります。ご審議のほどよろしく申し上げます。

■磯部会長

はい。ありがとうございます。ただいまの議案3について、ご意見、ご質問ござい

ますでしょうか。よろしいでしょうか。はい、それでは、ただいまの議案3について事務局案のとおり改定することにご異議ございませんでしょうか。

■委員一同

異議なしの声

■磯部会長

ありがとうございました。それでは原案のとおり承認させていただきます。付議事項及び諮問事項につきましては以上でございます。本日の審議につきましては、これで終了させていただきます。進行を事務局にお返しいたします。ご協力ありがとうございました。

■事務局

委員の皆様、ご審議いただき誠にありがとうございました。

今回、第3号議案でご承認いただきました「高知県都市計画審議会運営要綱の改定」によりまして、先ほど事務局からご説明しましたとおり、今後の審議につきましては、対面形式での開催を原則としつつ、委員の招集が適当ではない、又は、特に緊急の必要がある場合においては、書面開催やWEB開催等の方法も活用していきたいと考えています。今後ともよろしく願いいたします。以上をもちまして、第149回高知県都市計画審議会を閉会します。本日は、どうもありがとうございました。

以上